

次期総合計画PR事業業務委託  
企画提案協議実施要領等に関する質問への回答

令和7年9月4日  
秋田県総合政策課

番号	資料名称	該当ページ	該当項目	質問	回答
1	〈資料1〉 企画提案競技実施要領	P5	4 (8) ウ 5 (2)	<p>企画提案書の提出は電子メールのみとのことですが、審査会時、審査員は企画書を出力した紙を閲覧するのでしょうか。それとも、画面上で閲覧するのでしょうか。</p> <p>また、提案者側の画面共有は可能でしょうか。可能な場合、企画書に関連する追加資料の画面共有の可否についてもお答えください。</p>	<p>ご提出いただいた企画提案書データをそのまま審査員に共有し、各審査員は画面上で企画提案書を閲覧する想定をしております。</p> <p>また、プレゼンテーションにおいては、提案者が企画提案書を画面共有してご説明いただく取扱いを想定していることから、プレゼンテーションに必要な情報は全て企画提案書に記載し、当日の追加資料は無いようにしてください。</p>
2	〈資料2〉 業務委託仕様書 〈資料3〉 企画提案書記載要領	〈資料2〉 P1  〈資料3〉 P1	〈資料2〉 4 (1) 4 (2) ④ア  〈資料3〉 3 (4)	<p>「3名程度のイラストレーターを提案」 「採用するイラストレーターは、受託者決定後県と協議のうえ最終決定」とありますが、コンペに参加する各社がそれぞれ複数名を提案し、最終的に受託業者の提案の中から一人が選ばれる、いわゆるピラミッド構図的な形式だと理解しています。このような形式は、クリエイターの立場からすると、失礼に感じられることも考えられます。この提案形式を求める背景や意図について教えてください。</p>	<p>次期総合計画では、秋田の将来像や各政策分野における取組について、県民が理解を深められるようにすることを目的にビジュアルイメージを制作することとしております。その際、県民の理解に資するイラストの構成や画風等について、複数の選択肢を示していただき、協議した上で業務を進めていただきたいと考えておりますので、イラストレーターを複数提案していただくことで、県が求める事業の実現性を審査させていただきたいと考えています。</p> <p>なお、必ずしも、企画提案書提出時点でイラストレーター等から内諾を得ることを求めるものではありません。</p> <p>契約締結後、受託者と県でイメージをすり合わせながらイラストレーターを決定していく方針です。</p>